

別紙1-1【テナント工事区分表】

※施工に伴い、仕様が変更となる可能性があります

A工事(市負担、市所有)
B工事(テナント負担、市所有)
C工事(テナント負担、テナント所有)

B・C工事で設置した機器等の維持管理費・電気料金・電気保安業務に関する費用は、テナント負担となる

- 注1) 新庁舎は全館避難安全検証法にて、在館者が安全に避難するための性能を有する
- 注2) 市と協議の上、テナント負担により、避難安全検証作業を行うこと
- 注3) 市と協議の上、テナント負担により、建築基準法・消防法・その他関連法規の変更が伴う工事の設計・申請手続きを行うこと
- 注4) 新庁舎は仮使用認定を受け使用開始となるため、テナントの整備内容により仮使用認定の変更手続きが必要となる場合がある

工事項目/区分	市負担(A工事)	テナント負担(B・C工事)	備考
建築工事	床 既製置床+磁器質タイル(高さ150mm)	C H100・300の嵩上げは、鋼製床組みを想定 C 床面仕上材(指定仕様なし)	スラブ設計用積載荷重500kg/m ²
	巾木 木製巾木60mm	C 指定仕様なし	
	ガラススクリーン(3周アルミサッシュ)		
	壁・柱型 柱型 下地:軽量鉄骨下地+石膏ボード 仕上:不燃化粧フィルム(一部:塗装)	C 不燃仕上げ想定	※内装仕様については、安全検証による確認が必要
	天井 天井高:2,600(一部、3,000mm) 工法:在来工法 仕上げ:ロックウール化粧吸音板	B 天井高さの変更 B その他、標準仕様を変更する工事	※天井仕様・高さについては、安全検証による確認が必要
	間仕切り —	C 不燃仕上げ想定	※間仕切仕様・位置については、安全検証による確認が必要
	建具 外部アルミサッシュ	C 指定仕様なし	※建具仕様・幅高さについては、安全検証による確認が必要
	その他 —	C ブラインド/ロールスクリーン設置	※退居時には現状復旧(入居者負担)とする
サイン	—	C テナント区画内サイン設置	字体/仕様については館内の意匠に準じた計画とする(社名等を除く)
電力設備	照明設備 LEDダウンライト設置	B A工事で設置しているダウンライトの移設 C 区分開閉器盤以降2次側の電灯動力分電盤、照明器具の追加、配線器具、配線	
	コンセント設備 —	C 区分開閉器盤以降2次側の電灯動力分電盤、コンセント等配線器具、配線	C工事で設置する照明器具はLED器具とする
	分電盤 カフェ内に据置型区分開閉器盤を設置(課金用電力計含む) 基準容量:25.0kVA(一般回路) 基準容量:2.2kVA(非常用発電機回路)	C 区分開閉器盤2次側の電灯動力分電盤の製作据付	※冷蔵・冷凍庫は非常用発電機回路
	動力設備 ・カフェ内に据置型区分開閉器盤 を設置(課金用電力計含む) (空調室内外機、換気扇用、店舗機器) 基準容量:37.0kVA(一般回路) 基準容量:2.0kVA(非常用発電機回路) ・区分開閉器盤から一般換気用排気ファンへの配管配線 (法的に必要なもののみ)	C ・区分開閉器盤2次側の電灯動力分電盤の製作据付 ・電灯動力分電盤から空調機、換気ファンなどへの配管配線 C 区分開閉器盤以降空調室外機への電源供給	※冷蔵・冷凍庫は非常用発電機回路 ※室外機用電源は基準容量37.0kVAとは別でELCB3P30AT30mAをA工事にて対応 ※動力負荷(調理器具含む)は高調波対策(換算係数Ki=1.8以下)を行うこと
	構内交換設備 ・電話回線を端子盤(テナント内)まで実装 ・端子盤から電話アウトレットまで1箇所実装(内線電話用)	C 端子盤以降の電話交換機、電話機、電話アウトレットまでの配管配線及び機器取り付け工事	建物共有MDF室経由
	構内情報通信網設備 —	C 端子盤以降のLAN機器、情報アウトレットまでの配管配線及び機器取り付け工事	建物共有MDF室経由
通信設備	テレビ共同受信設備 ・2階EPS(東側)端子盤内に分配器を実装 ・空配管を端子盤(テナント天井内)まで実装	C 端子盤からテナント内までの配管・配線 C テレビ端子の設置	
	監視カメラ設備 —	C テナント内の監視カメラ設備の設置(電話回線利用)	庁舎内の監視カメラ、入退室管理システムとの連動は不可
	機械警備設備 —	C テナント内の機械警備設備の設置(電話回線利用)	庁舎内の機械警備システム、入退室管理システムとの連動は不可
	その他 —	—	
	空調・換気設備	C ・室内機及び室外機設置 ・冷媒管及びドレン排水管の室内の配管延長、接続	想定機器:室外機14kW×1台(350W/m ²)
	冷暖房設備 ・室外機置場(2階東EV裏)から専有部までの冷媒管、ドレン排水管(天井内40Aプラグ止め)	C 局所排気用ファン、ダクト、制気口の設置	想定局所換気風量:1000m ³ /h フライヤーを設置する場合は、フード、グリースフィルター、簡易自動消火設備等をC工事にて設置
換気設備(一般換気+局所換気)	・一般換気用排気ファン(500m ³ /h)、ダクト、制気口の設置 (給気はパスダクト実装) ・局所排気用ダクト(300φ)		

別紙1-1【テナント工事区分表】

※施工に伴い、仕様が変更となる可能性があります

A工事(市負担、市所有)
B工事(テナント負担、市所有)
C工事(テナント負担、テナント所有)

B・C工事で設置した機器等の維持管理費・電気料金・電気保安業務に関する費用は、テナント負担となる

- 注1) 新庁舎は全館避難安全検証法にて、在館者が安全に避難するための性能を有する
- 注2) 市と協議の上、テナント負担により、避難安全検証作業を行うこと
- 注3) 市と協議の上、テナント負担により、建築基準法・消防法・その他関連法規の変更が伴う工事の設計・申請手続きを行うこと
- 注4) 新庁舎は仮使用認定を受け使用開始となるため、テナントの整備内容により仮使用認定の変更手続きが必要となる場合がある

工事項目／区分	市負担(A工事)	テナント負担(B・C工事)	備 考
給排水衛生設備	給水設備	給水20A メーター設置 天井内バルブ止め	ガス供給無し フライヤー・流し台を設置する場合はグリーストラップをC工事にて設置
	給湯設備	—	
	排水設備(汚水・雑排水)	排水75A×1箇所 プラグ止め	
	衛生器具設備	—	
	冷蔵庫設備	—	
防災設備	火災報知設備	煙感知器を設置 (法的に必要な個数のみ)	B 左記感知器の移動や増設機器及び配管配線、法定検査 R型受信機のモニター画面の修正が必要となる場合がある
	非常照明設備	非常用照明(電源内蔵型)を設置 (法的に必要な個数のみ)	B 左記非常用照明器具の移動や増設及び配管配線、法定検査 非常照明の増設は電源内蔵型としテナント分電盤からの供給となる
	誘導灯設備	外部との出入口に避難口誘導灯を設置 (法的に必要な個数のみ)	B 誘導灯の増設及び配管配線、法定検査 消防法に基づく設置となる
	非常放送設備	非常放送用スピーカ(ATT内蔵)を設置 (法的に必要な個数のみ)	B ・左記非常放送スピーカの移動や増設、及び配管配線 ・カットリレーコンセントの設置、法定検査 消防法に基づく設置となる
	放送設備	—	C 業務用放送(BGM等)の機器、スピーカ設置、法定検査 ※ローカル放送用AMP設置の場合はカットリレー設置は【B】となる
	消火器	間仕切りなしで必要な個数設置(発注者備品対応)	B 間仕切りに伴う増移設、法定検査 消防法に基づく設置となる
	スプリンクラー	間仕切りのない大部屋対応として消防法に基づくSPヘッド、配管を設置する。	B ・間仕切りに伴う増移設 ・SPヘッド免除の室を設置する場合は補助散水栓設置、法定検査 消防法に基づく設置となる